

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、七番五十嵐 忍議員に一般質問を許します。七番五十嵐 忍議員。

〔七番 五十嵐 忍議員 登壇〕

○七番（五十嵐 忍君）

おはようございます。

一般質問二日目になりました。

議席番号七番、町民クラブ、五十嵐 忍でございます。

今回の改選により四人のベテラン議員が勇退し、私も三期目にして中堅となり、責任の重さを痛感しているところでございます。

さて、国政与党は、「経済、経済、経済」と連呼していたと思ったら今や「金、金、金」と、政治と金の問題が連日報道されています。中でもオリンピック招致における安倍元総理の「金は幾らでも出す」という発言には、事実であるならば怒りを禁じ得ません。我々国民が真面目に働いて納めた税金を何だと思っているのでしょうか。

私が新人だった頃、ある先輩議員から「町が行っている事業は、たとえ一円であっても、税金を使ってやっているん

だから、議員は町に対して何を聞いてもいいんだ。金額の多寡ではない」と言われました。

議会と町長は車の両輪だというのであれば、我々議員は常に町政の監視、批判の視点を持ち、町長はそれに堪えられる事業をする、それによってよりよい町になっていくと私は信じています。

それでは、令和五年第四回定例会に当たり、通告に沿って一般質問いたします。

まず第一に、企業版ふるさと納税について。

イとして、企業版ふるさと納税制度のしくみを伺う。

ロとして、当町における実績及び課題は何か。

ハとして、町の仕事を請け負う業者から寄附を受けることに倫理上問題はないのか。

以上三点、お聞きします。

次に、役場の職場環境について伺います。

イとして、セクシャルハラスメント防止にどのように取り組んできたか、相談体制と相談件数はどうか。

ロとして、職場でのパワーハラスメント防止策が民間企業には義務化されているが、町の取り組みはどうなっているか。

ハとして、ハラスメント防止条例を制定する考えはないか。

以上、壇上からの私の一般質問といたしますが、これは町民の声でもあります。真摯に、そして誠実にお答えいただきたいと思います。ちょっと声の調子が悪くて、失礼いたしました。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

昨日に続いて、傍聴席においでいただいている多くの町民の皆さんに、また秋まつりでも大変お世話になった各団体のトップの皆さんもおいででございますが、心から感謝申し上げます。

それでは、五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、企業版ふるさと納税について、イの企業版ふるさと納税制度の仕組みを伺うについてお答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、地方自治体が民間資金を活用して地方創生の取組を加速させるために、国が認定した地方自治体を実施する地方創生事業に対する企業の寄附を促す制度として、平成二十八年度に創設されたものがあります。

制度の内容といたしましては、地方自治体の地方創生事業に企業が寄附を行った場合、寄附額の最大六割が法人関係税から税額控除され、さらに寄附額の約三割を損金算入することができることから、最大で金額の約九割が税を軽減され、実質的な企業負担が約一割まで圧縮されるものであります。ただし、本社が所在する地方公共団体の寄附については制度の対象外であり、また企業は寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることが禁止されているところがあります。

また、地方自治体においては、企業版ふるさと納税を民間資金として財源の確保に活用したり、魅力ある地域振興施策を実施できるなどのメリットがあり、一方、寄附された企業につきましても、税額控除のほかに社会貢献や企業のPRができるなどのメリットがあるものとなっております。

次に、ロの当町における実績及び課題は何かについてであります。町では、令和四年度にふじ原木公園の観光体験プログラム構築事業など旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用に係るソフト事業に対して企業版ふるさと納税の寄附を

募ったところであり、実績といたしましては、二十五の企業からご賛同いただき、計八百三十五万円の寄附を受けたところでもあります。

また、企業版ふるさと納税の課題につきましては、企業の皆様などへの制度の周知がまだ十分でないことや、企業の皆様が寄附に前向きになる環境をつくるために、地方自治体がいかに魅力ある地方創生事業を構築できるかなどが課題であると考えております。

次に、ハの町の仕事を請け負う業者から寄附を受けることに倫理上問題はないのかについてであります。企業版ふるさと納税は、制度上、当町に本社ではなく支店や営業所などがある企業が当町に寄附をすることができることとなっております。また、国からの通達では、地方自治体における入札や契約上の公正な手続を経た上で地方自治体の仕事を請け負っている企業であれば、企業がその地方自治体に寄附を行うことは認められているところであります。当町に縁やゆかりのある企業の皆様にとりましては、当町の地方創生事業を企業版ふるさと納税による寄附を通じて応援できることで、地元への貢献や企業のイメージアップにつながるなど、町の仕事を請け負う企業から企業版ふるさと納税による寄附を受けることについては一切問題ないと考えているところでございます。

次に、役場の職場環境について、イのセクシャルハラスメント防止にどのように取り組んできたか、相談体制と相談件数はどうか、ロの職場でのパワーハラスメント防止策が民間企業では義務化されているが、町の取組はどうなっているか、ハのハラスメント防止条例を制定する考えはないかについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

まず、ハラスメントの種類といたしましては、かつてはセクシャルハラスメントのみであったものが、パワーハラスメントが加わり、現在ではモラルハラスメントやカスタマーハラスメントなど、ハラスメントの種類が増加しておりますが、規定や罰則が設けられているのはセクハラやパワハラ、妊娠、出産等に関するものが一般的であろうかと思われ

ます。

当町におきましては、従前よりセクシャルハラスメントに関する規定を設けておりましたが、関連法や人事院規則、県や他自治体の改正状況等も踏まえ、令和三年十二月に最新の改正を行い、パワーハラスメントや、妊娠、出産等を含めた内容に改め、相談窓口や相談員の設置、ハラスメント苦情相談処理委員会に関する規定を設けているほか、職員の処分規定においてハラスメントを行ったと認定した場合の懲戒規定を定めており、職場としての環境整備を行ってきたところであります。

また、発令形式や規定内容につきましては、全国統一的なものではないため、自治体により種々様々であります。内容といたしましては、職場内部の職員向けのものでありますので、訓令として公布するのが法規における一般的な考え方であり、多くの自治体においても同様の取扱いをしているものと認識しているところであります。

なお、全国的には一部ハラスメントを冠した条例も少数見受けられますが、内容を見ますと議員や我々特別職を対象とした規定内容となっており、一般的な職員を対象とするものとは一線を画すものと考えられますので、現時点においてハラスメントに関する条例を制定することは想定していないところであります。

以上、五十嵐 忍議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、七番五十嵐 忍議員に再質問を許します。七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

それでは、まず企業版ふるさと納税について再質問いたします。

本社が所在する地方自治体への寄附については制度の対象外であるというお答えでしたが、この理由をどのようにお

考えですか、国の制度ですけれども。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

国がこの制度をつくった根拠としましては、民間からの資金を地方自治体の地方創生事業の推進に役立てようということで制度をつくっております。地元にはゆかりのある企業の皆様、そういった方々に恐らく国としては地方自治体に企業版ふるさと納税で応援をしていただいて、民間資金を活用した様々な官民協働の事業を推進するというところでございまして、本社以外の支店、営業所があるところは寄附の対象としているというところでございます。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

私は、個人的に、本社が駄目であれば支店や営業所も駄目ではないかと思うんですが、この寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることが禁止されているということですが、経済的な利益というのは例えば何が該当しますか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

国から示されている事例といたしましては、寄附を行うことの代償として地方自治体が企業に補助金を交付すること

や、寄附の返礼品として商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品を地方自治体が企業に提供することなどが経済的な利益を受ける事例として国から通達されております。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

補助金を受けることが寄附の見返りとしては禁止だということですが、仕事上、補助金を受けるような仕事も請け負うこともあるかと思いますが、寄附して、それができない期間、いつまで禁止されるのか、そのあたりどうでしょうか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

そういう期間というものは制度上設定されていないと考えておりますが、寄附を企業の皆様から頂いて、その見返りとして補助金などを交付することが明らかな場合は経済的な利益の供与に該当するということですので、きちんとした公正なプロセスで補助金を交付するということであれば特に問題はないものと考えております。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

企業側から見ますと税制控除という非常に大きなメリットがあるわけですが、そのほかに社会貢献や企業のPRができるというメリットもあるということでしたが、企業は寄附も投資と見ているので、簡単にお金は出さないと思います。

その上で、今回、藤崎町の場合は旧藤崎校舎の利活用に係るソフト事業にこの制度を利用したわけですが、実績として二十五の企業から賛同いただいたと。これはホームページに載っていきまして、私もホームページを確認しました。全部で二十五の企業ということでしたが、企業名を公表しているのはそのうちの十四です。せっかく社会貢献なり企業のPRになるメリットがあるのに、なぜ公表しない企業があるのか、非公表の理由をどのようにお考えですか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

ホームページに掲載している企業は、寄附の掲載をご了承いただいた企業の皆様のみ掲載してございます。各企業のいろいろな考え方があると思いますので、寄附したことに対する企業の名称を載せるとか金額を載せるとか、そういうことはおのおのの企業の皆様の考え方に委ねられていると思いますので、私からはそういう考え方で答弁させていただきます。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

企業名も半分ぐらいしか、半分ちょっとしか載ってないわけですが、寄附額に至っては総額八百三十五万円のうち公表しているのは三つの企業だけで、トータルで百六十万円です。八百三十五万円のうち百六十万円しか公表していない。ほかは、企業名は出してもいいけれども金額は非公表だと。金額を非公表にしている理由はなぜだとお考えですか。

○議長（奈良完治君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

先ほどの企業名と同様でございますが、企業の皆様には個々様々な事情があると思います。そういった意味から金額を非公表にされていると存じております。以上でございます。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

そうすると、せっかくホームページに載せていても、私たちには全容が見えない現状なんですけれども、その中で、これはホームページに載っているのと言っていいと思いますけれども、株式会社タナックスから百万円の寄附を受けている。二十五社で八百三十五万円のうちの百万円だから、かなり突出しているのではないかと、非公表のところもありますので一概には言えませんが、そういう印象を受けました。

それで、私が言いたいのは、確かに制度上問題がないからこれができると思いますけれども、制度上問題はなくても、倫理上どうなのか。せっかくの善意の寄附がまるで町への献金のように受け取られかねない制度ではないかと私は思います。町民が疑念を抱くのではないか。「李下に冠を正さず」ということもあります。町長の考えをお聞きします。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

これは国が定めた制度でございまして、平成二十八年度から、民間の資金を少しでも地方の自治体を元気にするため、地方創生に関わるソフト事業を応援するという意味で制度が確立されたものでございます。登壇でも、再質問では担当課長からも答えましたけれども、国の制度にしっかりとってやってございます。

そして、公表・非公表というのは、寄附した側の思いを聞き入れて会社名あるいは金額等を公表するというところでございますので、倫理上という問いかけは私には分かりにくいんですが、国の制度にのっとり企業版ふるさと納税をうまく活用して、よく活用して、藤崎校舎を今リニューアルしている、そのソフト事業に最大限活用させていただくことでござ承、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

個人のふるさと納税も現在様々な問題が発生しています。町長は、当初、個人のふるさと納税には慎重な姿勢だったということを記憶しているんですけども、企業版ふるさと納税は平成二十八年から始まったそうですが、途中、コロナ禍もあってあまり周知されていない。今後利用されるようになると様々な問題が私は出てきかねないと思います。町としてこういう制度を利用するに当たってはもっと慎重になるべきではないかと思えます。

それでは、続いて、役場の職場環境について再質問いたします。

相談窓口、相談員の設置、ハラスメント苦情相談処理委員会があるということでしたが、これらについて詳細な説明をお願いします。どこが窓口で、誰が相談員で、処理委員会はどのような組織になっているのかということです。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

まず、相談窓口は総務課でございます。相談員は各所属長ということでございます。

苦情相談処理委員会に関しましては、委員長が副町長、副委員長が教育長、委員は総務課長、参事の職にある者、住民課長、あと町長が指名した女性職員一名ということの内容でございます。以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

相談員の所属長というのは、課長という考えでよろしいでしょうか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

各課の課長でございます。以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

これはハラスメントを受けた当事者でなくても相談できますか。例えば、見たり聞いたりしたということです。最近、ジャニーズの問題とか野球の楽天の問題とか、見聞きしていたのにそのままにしたとかという問題もありますけれども、当事者以外でも相談できますか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

当事者以外、それをその場において見たとかそういう情報も相談も全部受けるということでございます。以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

私は通告で相談件数もお聞きしているんですが、先ほどの答弁には相談件数をお答えになっていないようですが、件数を伺います。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

要綱を令和三年十二月に改正いたしましてから三件の相談がございました。その相談は、委員会での協議や懲戒処分まで至るものではございませんので、その前に解決しているということでございます。以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

四年前にもハラスメント対策についてお聞きしました。その当時はまだセクシャルハラスメントだけの町の対応でしたけれども、相談件数はゼロだということで、ただしこのゼロというのは相談体制がまだしっかり確立されてなかったようでした。

今回、こういう相談体制がある意味きちんと確立された中での三件という相談件数をどう捉えていらっしゃいますか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

これまで職員間における相談体制の構築を行って随時対応してまいりましたが、相談件数の多い少ないという評価でよいとか悪いとか判断しておりません。日々発生する様々な事案の対応が求められますので、相談案件が発生した場合は適時対応することが大事であると考えております。以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

例えば、件数が少ないのは健全な職場環境であるという考え方もできますし、本当はもっと相談したい人がいるんだけれども、結局、内部の人間のことを内部の人間に相談するのはちょっと都合が悪くて相談しないという捉え方もできると思うんですよ。それについてはどうお考えですか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

確かに五十嵐議員がおっしゃるとおり、なかなか言えないとかそういう問題はあると思いますが、総務課の相談窓口といたしましては、気軽に相談できるような、少しでもそういう素振りとか、そういうのを見たとか、そういうのも本人に声かけをしたりそういうことをして早期対応していきたいと思います。五十嵐議員が言っている、多いからいいとか、少ないからどうだとかという考えは持っておりませんので、そういう事案が起きた場合、できるだけ早期解決ということで、親身になって相談に乗りたいと考えております。以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

相談体制が確立されて、相談しやすい雰囲気になるのが一番だと思います。課長の考えに私も賛同いたします。

全国的にハラスメント条例はあまり見られないということでしたが、例えば県内における施行例はどうでしょうか。ハラスメント防止条例を施行している自治体はございますか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

県内の議会で条例を設けているのは七戸町、大鰐町、板柳町、職員の関係ですと三戸町、五戸町でございます。以上です。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

板柳町が出ましたけれども、最近の報道ですと皆さんも板柳町議のセクハラ・パワハラ問題に関しては記憶に新しいところだと思います、あるいは県外ですと愛知県の東郷町長。板柳町議は辞職勧告を出されたり、東郷町長は不信任案が提案されたりしていますが、我々議員や町長をはじめとする特別職こそ襟を正すべきなのかなという思いもいたします。日々役場職員、大勢の職員に対応してハラスメントにならないように対応に気を付けていると思いますが、町長はどういう心がけで接していらっしゃるでしょうか。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

まず基本的には、多くの町民が役場に様々な事案で訪れる。私は、課長会議でも年末年始の訓示でも、職場を明るくしてくれと、役場に来た人たちに元気を与える感じで返してくださいと、町長がこわもてな表情をしていますので、皆さんは笑顔で元気に対応してくれと、そういう話をしているところでございます。

また、役場に登庁する際は、毎日、税務課から入って皆さんに挨拶をしながら一階を回って、二階は農業委員会、農政課、建設課を回って、皆さんの顔の表情を見ながら挨拶しています。もちろん多少重役出勤でございますので、職員がパソコンに向かって仕事していれば、うなずく程度ぐらいしかできませんけれども、私はそれはそれでいいと思います。課長、管理職、そういう人たちが常日頃から目配り気配りして、職場の環境が明るく、仕事が進みやすい、そういう雰囲気をつくるのが一番肝要だと思っているところでございます。

○議長（奈良完治君）

七番五十嵐 忍議員。

○七番（五十嵐 忍君）

権力を持っている者ほど町長のように謙虚であるべきだと思いました。

これで再質問を終わります。

○議長（奈良完治君）

これで、七番五十嵐 忍議員の一般質問は終了いたしました。

次に、五番三上道人議員に一般質問を許します。五番三上道人議員。

〔五番 三上道人議員 登壇〕

○五番（三上道人君）

議席番号五番、三上道人です。

議長からのお許しがありましたので、発言させていただきます。

それでは、令和五年第四回定例会に当たり、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

昨年の白子・真那板地区を中心とした水害時には、町をはじめ消防団や建設協会など多数のボランティアにより園地の早期復旧に努められたのは記憶に新しいところであります。

また、今年は一月八日に藤崎町消防出初め式が挙行されました。当日の夜に住宅を全焼する火災が発生した際にも消防団による懸命な消火活動が行われるなど、冬の寒い中、夏の暑い中、今年に入ってから火災出動回数も十回を数え、私たちの生命と財産を守り、町民の皆さんが安心して生活できるよう活動している消防団の方々には敬意を払うところであります。しかしながら、人口減少や高齢化に伴い、消防団員の人数も減少しているようです。

そこで、一、消防行政について、次の三点をお聞きします。

イとして、消防団員の定数とその現状について。

ロとして、女性消防団の活動と今後の対応について。

ハとして、消防団の統廃合及び区割りの見直しについてであります。

続いて、これから本番を迎える、雪国では切り離すことのできない問題であります冬期除排雪についてお聞きいたします。

今年は暖冬傾向にあるとニュースでありましたが、町の除雪は十二月一日早朝より早々に出動しておりました。降雪が本格的になってきますと町民の方々は屋根の雪下ろしや庭の雪片づけ、そして庭先から続く県道、町道、また付近の歩道など、広い範囲での除雪作業に毎年疲労こんぱいすることになります。また、西豊田周辺の住宅密集地では除雪場の確保の難しさに直面し、打開策を求める声も聞こえてまいります。

我が町の町道除雪は、状況に応じて補正予算を組むなどしながら、住民生活に支障が出ないように頑張っているものと認識しております。しかしながら、雪が降らないため除雪隊が出動しない日であっても、田んぼであったり畑であったりそういうところに面している場所では風による吹きだまりが発生して道を塞ぎ、一時的に通行が困難になっている路線も見受けられます。

また、幹線道路に目を向けますと、国道、県道ともに管轄各署がしっかりと除雪をしているところがほとんどではありますが、国道や県道、町道などと交差する部分は雪だまりができ、除排雪が不十分であり、その部分がボトルネックとなり、交通渋滞を招いております。あわせて、その付近では歩道に雪が寄せられていることが多々あり、歩行が困難になっている部分も見受けられます。

そこで、冬期除排雪について、次の三点をお聞きいたします。

イ、県道の榊から水木の区間の除雪が不十分であると考えますが、県への対応について。

ロとして、同地区の町道を含めた融雪溝設置などの計画について。

ハとして、町道の矢沢から藤越に抜ける道路であります。こちらはすごく吹きだまりが発生しやすい場所です。この部分に防雪柵設置の考えはあるのか。

以上についてお伺いして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（奈良完治君）

五番三上道人議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

それでは、三上道人議員の一般質問にお答えいたします。

去年は、八月三日、八月九日と、一週間のうち、青森県にかつてとどまったことのない線状降水帯が襲来して、真那板地区、白子地区のリンゴ農家は本当に大変な思いをしたと認識しているところでございます。その水害にいち早く八月七日と八月二十一日に消防団が百人体制でゴミ拾いに出たことにも深く敬意と感謝を申し上げます。

それでは、消防行政について、イの消防団員の定数とその現状について、ロの女性消防団の活動と今後の対応について、ハの消防団の統廃合及び区割りの見直しについては、関連がございますので一括してお答えしたいと存じます。

消防団員の定数につきましては、藤崎町消防団条例第二条において四百十一人と規定されており、十一月一日現在、団員として三百三十六人を任命しておりますが、残念ながら女性消防団員に関しては今のところ不在となっております。よって現時点における女性消防団の活動につきましては行われていない状況であります。

しかしながら、これは女性消防団員のみならず、消防団自体が減少している傾向となっており、高齢化や町外への通

勤者の増加など、職住分離が進む現在の社会情勢においては全国的に同様の状況にあることを踏まえましても、消防団員の人員確保は今後さらに難しい状況となっていくものと考えているところでございます。

なお、消防団の統廃合や区割りの見直しにつきましては、消防団の意向が重要であると考えており、これまで町では消防団員に対するアンケート調査や町の消防審議会における協議について実施しておりますが、その結果を踏まえつつも、まず消防団の意見を十分考慮しつつ、団員の定員、統廃合や区割りの見直しについて継続的に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、冬期除雪について、イの県道の榊・水木区間の除雪が不十分であるとするが、県への対応についてお答えいたします。

県道浪岡藤崎線の除排雪につきましては、県の出動基準の下、県が実施しておりますが、例年、積雪が多くなりますと町に対し県道の除排雪への苦情がたくさん寄せられます。そして、県に何回か取り次ぐ場面もあります。また、県では道路状況に応じた計画的な排雪作業を行っておりますが、短期集中型の降雪時などにおいては早急な対応が困難な場合がありますので、今後も引き続き県と連携を取りながら、冬期間における道路交通の安全確保に努めるべく、県道沿線及び近隣住民の除排雪状況が改善されますよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、ロの同地区の町道を含めた融雪溝設置の計画についてであります。現状で、矢沢、小畑、中島地区の融雪溝につきましては、平成二十六年より国の交付金を活用しながら県と町で面的整備事業を実施しているところであります。今年度で県道区間は完了となりますが、町道区間においては現状で交付金の配分が要望額に満たないため、完了までこの先十年以上は期間を要する見込みで町では考えているところでございます。

したがいまして、矢沢、小畑、中島地区と同時に他地区の融雪溝整備を進行することは、同じ交付金を活用しての整備となり、財源的に非常に厳しいことから、ご質問の地区を含めて要望している地区はあるものの、融雪溝の整備計画

を新たに進めることについては現状ではかなり厳しい状況となっているところであります。当面は現在実施している融雪溝の整備が早急に完了できますよう引き続き国及び県に対して交付金の増額を要望してまいりたいと考えております。

次に、ハの町道の矢沢・藤越間は吹きだまりが発生しやすいが、防雪柵設置の考えはあるのかについてであります。町道小畑藤越線は、小畑字福元から藤越字東亀田まで延長二・三キロメートル余りであり、住宅が少なく、田園地帯となっているため、冬期間は風雪による吹きだまりが発生しやすい箇所となっているところであります。

このため、委託による夜間除雪のほか、直営による除雪も重点的に行っておりますが、降雪量の多寡により早急な対応が困難な場合もありますので、吹きだまり等による交通障害に備えるため、九月補正予算で除雪機械借上料を追加しましたので、随時除雪に対する出動体制について今後整備したいと考えているところであります。

また、町では、建設、インフラ整備について新規事業を開始する際は、住民から寄せられた多くの要望の中から緊急性、公共性、公益性、財源の確保等を検討した上で実施しており、防雪柵設置事業に関しましても、他地区における以前からの要望があり、事業実施をお待たせしている状況であることから、当該路線への設置は望まれるところではあります。財源について先ほど答弁した融雪溝設置事業と同じ交付金であるため、現実的に早急な事業開始は現状では困難な状況と考えているところでございます。

以上、三上議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

五番三上道人議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、五番三上道人議員に再質問を許します。五番三上道人議員。

○五番（三上道人君）

そうすれば、再質問させていただきます。

現在、女性消防団員が不在とのことであります。たしか数年前には女性の団員もいて、二十二分団という形であったかと思いましたが、確認も含めて、女性消防団はいつ頃発足して、団員がいなくなったのはいつなのか。また、女性分団として今後団員を募集する考えがあるのか。また、現状ゼロということで、現実的になくしていくという考えなのか。今後の取扱いについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

まず最初に、平成二十一年四月一日付で十六名の方が消防団長から女性消防団として任命を受けております。令和四年十月三十一日をもちまして、当時七名の女性消防団員がおったんですが、そこで退団ということで、それ以降は不在ということでございます。

新しく募集するかどうかというご質問でございますが、消防団員は消防団長の任命でございますので、消防団の本部会議、幹部会議で検討していただきたいと思っております。以上です。

○議長（奈良完治君）

五番三上道人議員。

○五番（三上道人君）

そうですね、団長は町長の任命、団員に関しては団長からの任命ということであります。

そうすれば、消防団の幹部会議なり審議会などでも話し合われるかと思っておりますが、いずれ女性団員が今ゼロということであり、先ほど町長の答弁で、藤崎町の消防団条例によって団員が四百十一名と規定されていると。実際、十

一月一日現在三百三十六人が任命されている。これを単純に引き算すれば七十五人が定数から少ないということになるかと思えます。町長の答弁から、なかなか確保は難しいという話もありました、私もそう思っていますけれども。実際に定数を満たしていない分団は全体のどのぐらいになっているのか。四百十一人の定数とありましたが、その四百十一人の定数になった根拠、それと藤崎町と旧常盤村が合併したときの団員数、お分かりになればお知らせください。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

各二十一分団、女性分団を入れれば二十二分団でございますが、定数に達している分団が二つほどしかございません。二分団しかありません。四百十一人ということで、旧藤崎町、旧常盤村の当時の定数、旧藤崎町が二百三十一人、旧常盤村が百八十二人、合併した当初はこれを足して四百十一人という定数でそのまま来ております。合併した当初は、旧藤崎町の消防団が二百五名、旧常盤村消防団が百七十名ということで、当初三百七十五名ということでございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

五番三上道人議員。

○五番（三上道人君）

人口減少に伴ってというか、生活様式の変化、町外に就職している方々もおられて、なかなか消防団に入団できないという方もおられるかと思えます。そんな中でよくやっているのかなと思えますけれども、例えば隣の板柳町なんかでは、私が確認したところでは本部を含めて十九の分団がある、団員数が二百二十人ほどだと伺っておりました。この数

字が適正とか妥当とか、おのおの考え方はあるかと思えます。

私は、個人的に団員は多いにこしたことはないと思っております。団員三百三十何人いても、火事の際にその全員が来られるわけではないので、特に藤崎ではラッパ隊、まとい隊という組織もされておりましたので、ラッパ隊、まとい隊は出初め式であったり観閲式であったりいろいろな式典でも活躍しておりますので、それ相応の人数が必要だと思っております。

そこで、私は板柳を調べさせてもらいましたけれども、近隣町村の実情はどのようなになっているのか。

また、町長答弁で消防団員にアンケート調査を実施したとありました。その調査は、どのような調査で、どのような結果が出ているのか。また、その結果を踏まえて、それこそ消防団の本部で検討しなければならない話でしょうけれども、担当課としてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

まず最初に、近隣の状況ということでございますが、各市町村の事情とか各市町村まちまちでございますので、これは何とも言えないところでございます。

アンケートについては、消防団の再編についてということで各分団にアンケートをしております。二十一分団中、十四の分団が賛成、三つの分団が反対、どちらとも言えない分団が四分団ということで結果が出ておりますが、この中で意見として、団員の確保が難しいので早く再編してもらいたいとか、逆になるべく今の現状がいいという意見もございました。それと、再編すると退団する団員が増えるのではないかと危惧している分団も、このような意見をいただい

おります。

町としてどのようにするかということではなくて、町としては、消防団の意向をしっかりと聞いて、それに沿った形で再編と同時に定数を削減していくとか、そういうのを考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（奈良完治君）

五番三上道人議員。

○五番（三上道人君）

アンケート調査の中で、再編に賛成というか、前向きな考えをしているのが十四の分団ということで、六割強、三分の二ですね。

実際、各分団も地区によって大分違うと思いますが、一つの町内会で成り立っている分団もありますし、近隣二、三町内会が合同で一つの分団になっているところもあります。いずれにせよ、どんどんどんどん本当に人が少なくなるというか、入っていただける方が少なくなっているのが実情でありました。これは、町長の答弁にあった高齢化であったり町外勤務者の増加というのが要因の一つだと私も感じています。

そのほかに、コミュニティーの希薄化も非常に大きいのかなと私は感じております。私の町内にも昔は青年団みたいなものであったり婦人会であったり、今日もお見えになっていましたけれども、老人クラブであったり子供会もありました。残念ながら私の町内はその全てが、その集まりがなくなってしまうました。地域コミュニティーは、今も一生懸命施策をしているでしょうけれども、さらに活性化するような施策を模索する必要があるのかなとっております。

消防団の再編は、総務課長が言われたように、消防団を中心にとということで、意向を確認しながらとありました。これが大前提かと思えます。そこに町もいろいろ情報であったり知識であったり言葉を添えて一緒になってやっていただければと思っております。

消防に関してはこれで終わりたいと思います。

もし町長、何か地域コミュニティーのことも含めてありましたら一言お願いします。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

現状で減りつつある三百三十六名の消防団員、今は浅瀬石潤悦団長を筆頭に、正月明けの出初め式から始まって春の火災予防、そして五月の中弘観閲式、秋の火災予防と、常日頃から、それぞれ職場も違うし、職種も違う中で、しっかりと意識を共有しながら、私たちのふるさと藤崎町の火災をはじめ自然災害から、万が一の有事の際はいち早くはせ参じて初動を取って災害を最小限にとどめるという意識を持ってやっていることには感謝と敬意を表しているところでございます。

特に、昨年のような災害があれば、総務課長から団長に一声かければ、早朝、百人体制で現場に出向いて泥まみれになってごみを撤去していただいている。昨年は二日間出してもらって、非常に頼もしく思っているところでございます。

ただ、団員減少は、これは藤崎に限らず、全国の消防団が同じような悩みを持っているところでございます。できれば、消防団の意識を高揚させつつ各分団で勧誘しているというのも聞いていますし、行政はそれと一緒に防災意識を高めるために町内会連合会とも共有しながら、安全安心なまちづくりの構築のためには、行政も消防団員の目減りを最大限少なくするための努力をしながら、常備消防と共有しながら地域全体の防災力を高めるという意識が大事だと思っておりますので、今後においても、三上議員におかれましては消防団の幹部でございまして、ご尽力いただければと思っております。

○議長（奈良完治君）

五番三上道人議員。

○五番（三上道人君）

ぜひとも地域のために何とか頑張っていたきたいと思っております。町としても団員募集の旗を各分団に出したりして活動をしっかりやっているの、あとは何とか頑張ってもらえないかなと思っております。

次に、冬期除雪について再質問いたします。

県道の榊・水木区間の除排雪についてです。

県道なので、町が直接除排雪をすることは基本ないかと思えます。ただ、この道は、町民の多くが、また町外の方もですが、通勤通学に利用する道路であります。昨年も道路脇に除雪された雪が山積みになって、渋滞の温床になっておりました。答弁にありました、県に適時働きかけるということは今までも当然しておられるし、これからもしていかなければならないということではありますが、県が所轄しているのはここの道路だけではなくて県全体なので、なかなか連絡しても早急な対応というのは期待できないのかなという思いであります。であれば、町として雪捨場の提案をすとか、実際町の雪捨場はキャパいっぱいだというのも聞こえていますけれども、ただ要望だけしていてもなかなか先に進まないという感じがありますので、ここに雪を投げてもいいよという雪捨場の準備をすれば、県もそれだばすぐやってくれるかなという気になるかなと勝手に思っております。

答弁の中で、この区間の要望、苦情が多数寄せられているという話もありました。実際、昨年どのぐらいの苦情とか要望があったんですか、それも併せてお尋ねしたいと思えます。

○議長（奈良完治君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、県道に対する要望は、昨年度は苦情六件ほどあり、うち二件はただいまお話ありました県道浪岡藤崎線に関するものであり、その内容については議員おっしゃったとおり県道の脇に積み上げた雪を排雪してほしいというものでございました。その都度、うちとしても県に連絡して、なるべく早く排雪していただきたいという要望を出しております。

また、雪捨場の提案ということだったんですけれども、現在、常盤地区の雪捨場は町営墓地の隣を利用しており、議員おっしゃったとおり、近年の傾向では個人及び企業の利用が多く、毎年いっぱいになっている状況であります。県道の排雪の影響についても、今のような状況からとても困難なものとなっております。

また、県の除雪が追いつかない、排雪が追いつかないという理由については、雪捨場の問題もあるかと思えますけれども、主に他地区との調整、排雪業者の確保、これが大きいと思うんですけれども、ダンプ等の車両の確保などが原因と思われるので、町としてもそれらを少しでも解消していくよう働きかけるとともに、併せて除排雪に関しては県との協力態勢の強化も進めてまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（奈良完治君）

五番三上道人議員。

○五番（三上道人君）

状況は今の説明であらかた分かりましたが、いずれにせよ、積極的にアプローチしていかないと、なかなか県も動きが、目が行き届かないのかなと思います。バイパスができて、交通もそっちを通る車が増えたとはいいいながらも、住宅街を通っている県道であります。その沿線に居住している人たちはどうしてもそこを中心に通らざるを得ないというのがありますので、ぜひともそこをやっていただきたいと思います。

次に、口の融雪溝の設置計画について質問いたします。

現在、矢沢地区を中心とした県道部分の融雪溝は、ほぼ設置が完了したのかなと私は捉えておりました。説明でもそのようにありました。それに伴い、町道もまだこれからやっていかなければならないところが多々あるかと思いますが、中島の最後のところまで行ったということで、榊地区の人たちは「あら、せば次、おらほさ来るんだべか」という期待している声も聞こえております。先ほどの答弁の中で、町道の部分に関しては今後十年以上かかるということ、また交付金を活用した事業なので、新しくやっていくには財源的にも非常に厳しいということを言われました。

この区間に関しては、昨年ですか、千葉ブロックのところに信号機がつかしました。通学道路かなと思っております。私が先ほど言ったように、県道、町道、国道の交差するところなんかはどうしても雪だまりになってしまって、これが歩道にまでかぶっているような感じを受けております。

実際、通学のことで考えれば、学務課長、学校とか生徒の保護者から、歩道を歩けないという苦情であったり、何とかしてほしいという要望は入ってないですか、お聞きします。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

この地区の歩道に関しては、特段、登校の邪魔になっているということは聞こえておりませんでした。以上です。

○議長（奈良完治君）

五番三上道人議員。

○五番（三上道人君）

この区間は、歩く子供たちが少ないのか、私もそうでしたけれども、子供かわいさに学校まで送っていくという保護者も大分おられるのかなという感じはしております。

いずれにせよ、除排雪に関しては、県道、国道は都度アプローチしていただきたいと思っております。

融雪溝は、私は個人的には必要だと、この役場周辺なんかは住宅密集地で、雪捨場がないのは切実な話かなと思っておりましたので、現実的に厳しいという話はあるものの、その点しっかり考慮していただきたいと思っておりました。

最後に、矢沢・藤越間の防雪柵の考えはあるのかということで質問させていただきます。

答弁では、融雪溝設置の事業と同じ交付金ということで、矢沢地区の町道はあと十年もかかるよということ、この予算もまだまだ、正直、多分資材の高騰などで予算的には厳しいだろうと思います。また、ここだけでなく、いろいろなところもそういう似寄りの話があるかと思う中で、現実的に厳しいということは重々理解しています。しかし、ここは川部駅に向かっていく子供たちの通学路になっておりますので、道幅があまり広くないので、車を寄せる場所が若干あるにしても、一旦吹きだまりができてしまうと通行できないだけじゃなくて、車自体がすれ違えないという事案もすぐ発生しやすい場所です。ぜひ、防雪柵が早々には難しいにしても、除雪体制をしっかりといただければと思っておりました。除雪に関して、町長の個人的なお考えがあればお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

三上道人議員の冬期除雪について、まず県道の柵・水木区間、確かに歩道除雪も県でやっていただいているので、車道を除雪して歩道との間に積み上げていくから、そこから出る家庭の人は命がけで出ていると思います。

担当課では、危険極まりない直前に連携を取って、排雪作業を年に二回程度やってくれている。舟場もそうですけれども、あれは国直営でやっていただいている。その目配り気配りは、担当課が常に危険な場所は定期的に見回って、早い時期に対応するために県との折衝をする、そこが一番肝要だと思っております。

次に、融雪溝の話、確かに矢沢地区の旧国道七号線は今、中島で最後の工事をやっていて、五年度中に恐らく完了するでしょう。その枝線に矢沢地区、中島地区、小畑地区が入りますが、枝線が全部完成するというと十年ではきかないような年数がかかるだろうということで、町の融雪溝はここが終わる頃に次のステップに、次の場所を決めて、測量あるいは実施設計という段階になろうと思っております。

ただ、今おっしゃった県道の榊・水木区間の旧七号線沿いの融雪溝に関しては、町として県に要望を出すべきだと思っております。中南県民局の連携部長の阿部さんが次長を引き連れて私のところに来ますので、早急に要望書を作らせて、その危険場所をちゃんと告知しながら、早い時期に手をかけるような要望をしていきたいと思っております。

また、矢沢から藤越に来る車道、これはすぐ防雪柵をやるような予算はないんです。これは皆さんご存じのとおり、年間を通して融雪溝、道路整備、側溝整備あるいは防雪柵をひっくるめて町の事業の規模として一億二、三千万円で手を挙げます。約四割カットして社会資本整備、藤崎に限らず、全国的に四割カットされて社会資本の交付金が各市町村に当てがわれて、その中から優先順位を決めて着手しておりますので、この区間に関しての防雪柵はなかなか厳しいので、頻繁に民間委託している除雪と夜間の除雪、直営でやっている、補正予算しましたので、ここも危険場所ということで、担当課にしょっちゅう注意喚起をするように働きかけていきたいと思っております。

いずれにしましても、冬期間、これからますます、今年は三か月暖冬だという話ですが、いつどこにどっと降るか分かりませんので、十六工区の民間委託している場所と直営と、町民の足が妨げられないように、時には専決処分させていただいて排雪作業をすとか、そういうことを十分配慮しながら冬期間の除雪体制についてしっかりやっていきたいと、そう思っております。以上であります。

○議長（奈良完治君）

五番三上道人議員。

○五番（三上道人君）

町長から確約に近いしっかりした答弁をいただきました。これで住民の方も安心できるのかなと思っておりました。本当にありがとうございます。

以上、私の再質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（奈良完治君）

これで、五番三上道人議員の一般質問は終了いたしました。

換気のため休憩いたします。再開時刻は午前十一時二十五分です。

休 憩 午前十一時 十六分

---

再 開 午前十一時二十六分

○議長（奈良完治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十一番浅利直志議員に一般質問を許します。十一番浅利直志議員。

〔十一番 浅利直志議員 登壇〕

○十一番（浅利直志君）

改めまして、おはようございます。

十二月定例議会で一般質問いたします日本共産党の浅利直志です。

傍聴の皆さん、ご苦労さまです。

十月の改選で引き続き議員をやることになりました。その責任の重さを改めて痛感しているところでございます。

それにいたしましても、十月の町議選及び町長選挙ともに無投票であったということ、残念なことであります。責任の一端を私も感じているところでございます。

さて、日本は、この二十年、ある人に言わせれば三十年余にわたって賃金が上がらない、人件費などのコストカット型経済を続けてきているということ、この約三年余りのコロナクライシスといいますか、コロナ危機、かてて加えて円安や残虐な戦争、そして現在では、物価、食料品、エネルギーの高騰が町民を苦しめていますし、この先どうなるのかという転換点でもあると思います。

しかしながら、国民の代表と言われておる政治家、国会議員においては、一方では政党助成金を税金でもらいながら一方では政治資金パーティーで大金を集め、その処理がずさんであるだけでなく、キックバックして活用しているということでは、国民はとても納得できるものではありません。「信なくば立たず」、信頼がなければ政治は成り立たないことを田舎の政治に携わる一人として肝に銘ずべきではないかと思っておりますけれども、皆さんはどうでしょうか。

また、地域経済におきましても、スーパーさとちょうの倒産、再整理、あるいは建設業におきましては久保田建設の事実上の倒産など、決して明るい兆しが見えてきたと言えるものではございません。また、リンゴへの鳥害や高温被害、あるいはまた米の減収など、今後の課題は山積しているというのが今日の姿ではないでしょうか。これを力を合わせて、微力ではありますが、頑張っていきたいと思っておりますのでございます。

それでは、質問通告に沿いまして、一般質問をいたします。

初めに、町長の政治姿勢と行政運営について質問いたします。

主に交際費に関わる質問となるわけでございます。

ご承知のように、本来、町長交際費といいますのは、町長が行政執行上必要とした場合、二つ目のケースとしては、町の利益のために、町自治体以外の者と公の交渉をする場合に必要とされる経費だとされているところであります。

そこで、質問いたします。

藤崎町における昨年度と今年度における町長交際費は、町内会、町消防団、建設協会等への支出状況はどのようなになっているのかお聞きするものであります。あわせて、支出基準を定めている市町村段階の取組もありますが、藤崎町では町長交際費の支出基準を定めているのでしょうか、質問いたします。

本年九月十二日に、名誉町民であります元県知事、そして衆議院議員でもありました故木村守男氏へのお別れの会に町長交際費として千二百万円余が九月議会に提案され、可決されたことに対して、町民の中からも「特別扱いではないか」という疑問の声があるわけでございます。

改めて質問いたします。

名誉町民に対する過去における交際費支出金額についてお聞きいたします。

今回のお別れの会への交際費支出千二百万円余の精算残金といいますか、あるいは、返戻金があったのかについてお聞きいたします。理由は、新聞紙上で「主催者藤崎町・木村家」となっているわけでありますので、収入支出経過を報告してしかるべきではないかということの理由からであります。

また、交際費に係る町の支出命令書は、行政情報公開請求をする町民に対して開示できるのかについて、関連して質問いたします。

いずれにしましても、町長交際費はその適正支出の在り方も問われている問題でありますので、率直な、適切な答弁を求めておるところでございます。

次に、町長選挙に関わることでありますけれども、町民から「町長選挙も議員選挙も連続無投票、これで藤崎町はいいのか」という声も残念ながら聞かれるわけでございます。町長の選挙事務所に関わることですが、町長の選挙事務所は藤崎町の仕事を一番しております株式会社タナックスの入り口に構えていて、これでは業者とのもたれ合いではない

かという声も聞かれたわけでございます。したがって、改めて質問するところではありますが、株式会社タナックスの支店入り口に置かれたコンテナ等の事務所の借上料はどれほどだったのかについて、改めて町長にお聞きするものであります。

次に、町長の行政運営に関わる、特に子育て支援について質問いたします。

イとして、県と連携して、全ての子供、児童生徒に対して、学校給食無償化の取組を今後どのように進めていくつもりなのかお聞きいたします。

関連いたしまして、この間の食料品の値上げラッシュでございます。給食費を据え置いて、食料品の値上げラッシュを食い止めるために、食材費の支援の取組が必要ではないかと思っておりますけれども、食材費支援の取組について町長のお考えをお聞かせください。

ロとして、小中学校児童生徒の不登校の現状認識と今後の取組について、改めてお聞きいたします。

ハとして、保育に関わることでございますが、病児保育の現状と今後の取組について質問いたします。

最後に、エネルギー価格・物価高騰対策として町独自の支援策を講ずる必要性について質問いたします。

多くの町民が、物価高騰、食料品の値上げに苦しんでいます。既に町民全員への商品券の再配付、子供世帯への商品券の再配付などが決定し、地域経済や町民の懐にとっても有効な効果をもたらすものとは思われますけれども、近隣町村である田舎館村、平川市、最近では弘前市においても水道料金の時限的引下げを行っているところでもありますけれども、藤崎町としても実施を検討するような用意があるのかどうかお聞きいたします。

町財政には限りがありますが、事業者、事業者支援も必要であります。LPガス・電気料金高騰支援を中小規模事業者、医療、介護、農業関係事業者への支援策の検討をすることについては、地域経済の土台を支える上でも手助けとなり、励みともなるものであり、今後の検討と実施をすることについて、町長はどのようなお考えなのか質問するもので

あります。

以上、登壇にての私の一般質問とするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

十一番番浅利直志議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

定例会、八年目、大トリの浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町長の政治姿勢と行政運営について、イの昨年度と今年度における町長交際費の町内会、町消防団、建設協会等への支出状況と支出基準についてお答えいたします。

ご質問の町内会、消防団、建設協会に対し、そして様々な団体のこともひっくるめてお答えしたいと思います。

今年度はポンプ自動車の入魂式後の祝賀会の参加費として、昨年度は建設協会の新年会に出席した際の祝儀を参加費とした実績がございます。また、直接町内会ではありませんが、町内会連合会の総会後の懇親会に出席した際も同様に祝儀として参加費を支出しております。

なお、支出基準につきましては、明確な定めを規定しているものはございませんが、町長に対して会議や懇親会等への出席依頼があった場合、他公務の状況等を考慮した上、出欠の可否を決定し、依頼側から会費等の定めがある場合は食糧費から当該額を支出しており、依頼側から会費等の定めがない場合は三千元もしくは五千元を交際費から祝儀として支出しているところでございます。

次に、ロの名誉町民各氏への過去の交際費支出金額について、ハのお別れの会の交際費千二百万円余りの精算残金はあったのかについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

名誉町民の方々に関する支出につきましては、今年度支出いたしました木村守男氏お別れの会への町負担分や、平成二十九年の木村太郎氏お別れの会の町の負担金の支出のほか、お亡くなりになられた方々への花籠代がある程度であり、その他の支出につきましてはほぼ発生していないところであります。

なお、千二百万円余りの精算残金についてであります。お別れ会に係る支払総額が二千五百万円を超えており、折半後の端数については木村家で負担していただいている状況でありますので、精算残金は発生しておりません。

次に、ニの町の支出命令書は開示できるのかについてであります。行政文書の開示につきましては、町の情報公開条例に基づき、開示請求手続を行っていただくこととなります。受付窓口は総務課となっております。

次に、ホの株式会社タナックス支店入り口に設置された選挙事務所等の借上料などはどのぐらいかについてであります。先般の町議会議員一般選挙及び町長選挙につきましては、立候補された皆様方全員に収支報告書を提出していただいております。その結果につきましては公職選挙法に基づき役場前の掲示板へ告知しているところでありますので、そちらの告知内容をご確認いただきたいと思います。

なお、提出されました収支報告書の閲覧を希望される場合は、選挙管理委員会へ申出いただくことで閲覧が可能となっております。領収書の閲覧や写しの交付を希望される場合は、先ほどと同様、情報公開条例に基づく開示請求手続が必要となりますので、必要に応じご判断ください。

次に、子育て支援について、イの学校給食無償化、食材費支援の取組についてお答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、これまでもご説明させていただいております。町の財政状況に鑑み、町の小中学校に在学している第二子以降の児童生徒に関してその給食費を無償としているものであります。

また、食材費の高騰につきましては、歳出予算で計上しております賄い材料費が毎年当初見込みより三百万円程度の不用額として見込まれるため、これを活用することで、現在保護者に負担いただいている給食費を増額することなく対

応できるものと考えております。

次に、ロの小中学校不登校児童生徒の現状と取組についてであります。当町の小中学校不登校児童生徒の現状につきましては、棚内議員の質問にお答えさせていただいたところではありますが、国・県同様、当町におきましても不登校の児童生徒数は増加傾向にあります。このような状況に対応するため、本年七月に学務課内に教育支援係を設置し、学校や保護者の相談窓口となっているほか、適応指導教室を開設し、現在数名の児童生徒が利用しているところでございます。適応指導教室では、一人一人の適性に応じた個別最適な指導を展開することで、子供たちの学力の保障や学校復帰の足がかりなどに一定の効果を果たしていると考えております。

今後とも評価しながら子育て支援の強化に努めてまいります。

次に、ハの病児保育の現状と今後の取組についてであります。当町では平成二十八年度より藤崎保育所で病後児対応型病児保育事業を実施しているところであり、利用状況につきましては令和四年度に一件のみとなっております。

また、今後の取組についてであります。子供を産み育てる環境づくりとして病児保育事業は必要と考えることから、当該事業の実施について、保育園等への働きかけに努めてまいりたいと考えております。

次に、エネルギー価格・物価高騰対策の町独自の支援について、イの水道料金の時限的引下げの実施についてお答えいたします。

まず、水道料金の基本的な考え方といたしまして、料金は使用した方が使用した分をご自身で負担することが原則であり、安全安心な水道水を供給するために、加入されている皆様方に公平にご負担をいただいているところであります。

ご質問の物価高騰対策につきましては、これまで商品券の発行等により別の側面から支援対策を行ってきたところであり、水道料金を直接的に軽減する等の方法による支援を行っていないところであります。

今後につきましては、同様の考え方により支援対策は行っていく予定であります。ご質問の水道料金の時限的な引

下げについては現時点で考えていないところであります。

次に、口のLPガス・電気料金高騰支援を。中小規模事業者、医療、介護、農業関係事業者への支援策の検討と実施することについてであります。町独自のLPガス・電気料金等のエネルギー価格物価高騰対策といたしましては、本年四月に全町民を対象に一人当たり五千円分の藤崎生活応援商品券の配付を実施したところであります。しかしながら、その後も物価高騰が引き続いていることから、現在、第二弾の藤崎生活応援商品券の配付を進めており、町民の皆様の負担を軽減し、安心して生活できる施策を最優先に実施しているところであります。

また、中小規模事業者、医療、介護、農業関係事業者につきましても、エネルギー価格・物価高騰の影響を受けているものと推察されますので、今後のエネルギー価格等の変動を注視しながら各分野の現状を把握した上で、支援の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、十一番浅利直志議員に再質問を許します。十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

それでは、通告に沿いまして、再質問をいたします。

初めに、町長交際費に関わることなんですけれども、町長交際費については、例えば地方財政法の第四条ではこう定めているんです。交際費は「目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならない」と、地方財政法第四条第一項なんですけれども、これを支出してはならないことは言うまでもないところであります。したがって、交際費として支出することが許されない場合があり得るんですよ。町長は、そういうことというか、個人的な

飲食や個人的な付き合いに町の交際費を使ってはいかんよというのは十分わかまえていると思いますけれども、それにしても千二百万円余も支出するということ、名誉町民であるということが支出の対象になるということは十分あり得ると思いますけれども、交際費として年間八十万円から百万円程度と支出を決めていたのを名誉町民のお別れの会だということで千二百万円も支出するということは、地方財政法の目的を外れているのではないかと思うんですけれども、町長のお考えはどういうお考えですか。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

このことについては、何回も議会の中で日本共産党の浅利議員からご指摘がありました。その都度、経緯を丁寧に説明してきたところでございます。

若干遡れば、平成二十九年、七期ほど国会議員をやって、藤崎にとどまることなく全県の行政を全面的にバックアップしてきた木村太郎先生、このときは木村家と自民党県連と藤崎町の三者で合同葬をやらせていただいて、隣のスポーツプラザで開催されました。そのときは実行委員長として当時の自民党総裁の安倍晋三総理大臣が来て、多くの国会議員も参列してお別れの会を営んだところでございます。そのときは総額千五百万円程度の約三分の一の五百万円弱が町負担というところでございます。

今回は、木村守男氏が知事時代に建設した武道館で、木村家がぜひそこで実施したいということで合同葬の申入れがあって、見積りを見たときに二千五百万円程度かかるということで、名誉町民であるので、前例に従って合同葬の二分の一の費用を議会に提案させていただいたところでございます。

千二百万円が多いという指摘は、多分そうでしょう。ただ、藤崎町に限らず、多くの県民あるいは国民に尽力した

方々に敬意を表してということで、そういう歳費を拠出してきたところでございます。何回も申し上げますけれども、ご理解していただきたいと存じます。

○議長（奈良完治君）

十一番 浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

地財法第四条第一項に適合しているのかということについては、また改めてお答えを願う機会もあるやと思います。

それで、千二百万円、主催者だと。交際費というのは外部の団体や個人と交渉するときに支出するというのも一つの狙いがございます。お別れの会に二千五百万円余も支出するというのは、財政区分といたしましては総務費の中の一般管理費といいますか、そういう中に交際費もあるんですけども、交際費の枠を超えて、これは交付金なり負担金、二分の一を負担して行事をやるという財政区分をせざるを得ない問題ではないかと思うんですけども、その辺はどういう、私はそう思っております。交際費というよりも、むしろ寄附行為の状態ではないかと考えますけれども、財政区分の節でいけば交付金あるいは負担金という類いのものではないかなという思いがあるんですけども、総務課長または財政課長でもよろしいですけども、どういうお考えで財政区分をしていらっしゃるんでしょうか。町長が一番いいですね、なるべく短めに答弁をお願いします。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

平成二十九年の木村太郎氏のお別れの会のおときも交際費で計上させていただいて、そのとき浅利直志議員は反対して、それでも多くの議会の方は、町民を代表する議会の方は、様々な分野で多くの人々のために尽力したということでご理

解いただいたところでございます。

今回もそれに倣って町長交際費に計上させていただいて、議会も可決して予算が執行されたと思っております。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

予算を可決しているからやれるんだということは、違法なことでも合法になるんだと、あるいは不適切なことでも適切になるんだという前例があると思います、全国の自治体で。そういうことがあると思いますけれども、私が聞いていますのは、交際費の枠に収まらない今回の事例ではないのかと、支出区分を少なくとも変える必要があるのではないかということについて、総務課長または財政課長はどんなお考えなのかということを改めてお聞きしたい。

○議長（奈良完治君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。

法の明文化的には交際費に法的な規定はございません。

ただ、今おっしゃいました節の関係であれば、浅利議員がおっしゃいました負担金補助及び交付金等でもないのかということですが、負担金補助及び交付金というのは、公益上の必要がある事業を施行するための節ということなので、これには該当しないと考えられます。

様々な運用の仕方の書き物が一応あるんですが、その中で功労者の死亡に対しての葬祭費等については交際費か報償費のいずれかが該当するでしょうということになってはいますが、一般的には交際費での支出が適当であるということに

なっておりますので、それに即して交際費で支出しているというところでございます。以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番 浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

交際費か報償費、これは対外的な人または団体と町として交渉する必要がある場合の交渉費というか、そういう考え方だと思います。

いずれにしても、名誉町民、郷土愛に満ちた先人であったということは評価するところでございますけれども、町の歳出、支出の在り方としてこれでいいのかということについては大きな疑問を持っておりますので、今後とも対応策を考えていただきたいと思っております。お別れの会をやることは、どこでどんなに盛大にやろうとこれは自由であります。しかし、町はみんなのものでございます。党派を超えてみんなのものでございますので、その点を十分理解した上での交際費支出をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

一のホ、株式会社タナックス支店の入り口に設置された選挙事務所の借上料、これはタナックスが借りる、あるいは町長の側から貸すということで成立する、何も違法なことではないと思っておりますけれども、不当なことでもないだろうけれども、町民は「業者と行政がもたれ合いの状態というのはまいねんでねえか」「談合状態でないか」と言っている人もあるわけです。そういう疑問を持たれるならば信頼は築かれないと思うわけでございます。

私が聞いているのは、幾らでしたかということ、金額もお聞きしているんですけども、これについては、町長、どれぐらいだったんですか。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

このことについてご説明します。

町の公共工事に指名して実際仕事もしているということで、選挙管理委員会の事務局長である高木秀光選管事務局長に、県の選管に、この場面で賃貸料をしっかりと支払いして、公職選挙法に触れるのかということをも事前に調べさせました。そうしたら、ちゃんとした契約があって支払いした場合は全く問題ないという回答を得ましたので、私から何とか借用できませんかとお話しして、九月二十日の事務所開きです。残念ながら皆さんも私も無投票当選ということで、二十六日の告示日に当選が決まりました。ですから、十九日に設置して二十七日まで九日間で約十万元の契約をして支払いしているところでございます。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

九日間で十万元ほどだったという答弁だったとっております。これが安いのか高いのかというのは、これを私がこの場で評価するほどのことでもございませんので、いずれにしても、五十嵐議員も言うておりましたけれども、「李下に冠を正さず」といいますか、疑いを持たれるような、もたれ合い、なれ合いじゃないかというような疑問を持たれるようなことは慎むべきことではないのかなと、私は議員として思うわけでございますので、その点は今後とも考慮する必要があるのではないかとということだけ指摘させていただきたいと思っております。

次に、子育て支援の中で、学校給食無料化と食材費支援を要望して、要請しておるところですけれども、毎年何か三百万円ほど不用額といいますか、そういうのが出るということでございます。これは、何というか、コロナで休校だとかそういうことがなくても、通常それぐらいの余裕を見て予算化しているという理解で、それを使えば当座は給食費に

影響なくやれるんだということだと理解したんですけれども、それでよろしいですか。

○議長（奈良完治君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

議員がまさにおっしゃったとおりです。もともと歳出予算で見ているものと実際に支出されるものの差が毎年三百万円程度ございます。

今年度に関しては、ご指摘のとおり食材がかなり高騰してございます。月々の収支でいけば既にマイナスが発生してございますが、毎年不用額で出る三百万円程度があれば、これで十分補填できると計算してございますので、町長の答弁にもありましたとおり、保護者の給食費負担増をすることなく今の給食費の質を維持できると考えているところです。以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

ロの小中学校児童生徒の不登校の問題でございます。

新人の榎内議員も質問しておるところですけれども、中学校です、私が特に不登校で問題だというか、中学校一年の壁といいますか、小学校から中学校に移ったときに不登校になるとかなり、小学校はもっと大変ですけれども、そう認識しているんです。

それで、数をおっしゃらないのは、何か生徒のプライバシーやそういうものを守るんだという言い方をされておりますけれども、それは主要な問題ではないと思うんです。

町長にお聞きしますけれども、町長は棚内議員の質問に「学級崩壊が起きているような状態も生まれているんです」とお答えしているんですけれども、そういうことを解消すること自体が大事な大事なことだと思うんです。その状態というのは、今現在というか、二日前でも三日前でもいいですけれども、解消されているんですか。学校の先生と指導教員といますか、どういうタイアップでやられているんですか。「崩壊状態にある学級があるんです」と町長がお答えしていましたので、そのことについて改めて町長にお聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

三小学校のうち一つの小学校、残念ながら担任が替わった、その因果関係は、それは私は分かりません、調べてないので、教育長を通して私が聞いている範囲でございます。授業中、児童が、小学校の場合は児童といたしますけれども、児童がちょっと落ち着きがなくて教室から出たり、それをコントロールできない、先生が休んだりしているということで。そのクラスの保護者会を夜間に学校に招集して、事情を説明して、保護者からも注意喚起をしてくださいということで、今は落ち着いて授業をしている、廊下に出たりしないようでございます。細かくは私よりも教育長が分かっていると思いますので、教育長にお尋ねしてください。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

三小学校のうちの一つだということです。高学年なのか、中学年なのか、低学年なのか、学校の先生はどうなったのかも含めてお答えください。

○議長（奈良完治君）

羽賀教育長。

○教育長（羽賀義易君）

現在の町内の小学校の現状について、不登校の問題とはちょっと離れますけれども、まずは報道されているように教員不足、学級担任がいろいろな事情で休むに至ったにもかかわらず、講師が配置されない状況がこの町以外でも起きています。それによって、教務主任あるいは教頭先生が学級担任に入ったり、校長が授業に入ったり、そういう状況が続いているのが現状です。

そんな中で、子供たち、特に小学生は、先生が入れ替わり立ち替わり入ることによって、なかなか自分を律することができず、大変な状況が一時ありました。これを中南教育事務所の助けも借りながら、いろいろな方面の関係機関からの助けを借りながら、何とか落ち着いた状況に戻りつつあるというのが現状です。以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

現状は落ち着いた状況になりつつあるという認識でありますけれども、いずれにしても教員不足なりあるいは子供の生活の変化といいますか、多動性や様々な問題があるわけがございますので、今後とも適応教室といいますか、適応指導教室といいますか、そういうものにスタッフにOBの方が二名配置されるということも聞いておりますけれども、小学校だけでなく、特に私は中学校の入学時から一年、そこが一番大事だと思っているので、その点を強化していただきたいということを要望しておきたいと思います。

最後に、ハの病児保育の現状と今後の取組について、昨年度、令和四年度は一件だというのは、私に言わせれば予想

外に少ないなという思いがあります。

選挙はなかったんですけれども、私もアンケートを取りまして、住民アンケート、五十通ぐらいしか返ってこなかったんですけれども、その中の一つに「病児保育、土日やってねでば」とか「常盤でやれないのか」ということだとか、それからもう一つ、やってないときに、弘前に勤めているから、病児保育を実施している弘前の施設にお願いして預けたんですけども、その費用を千八百円だか二千円ぐらい取られたんですと、それぐらいは償還払いといいますか、土日にやれないのであれば、弘前でやってもらって料金を取られたら償還払いぐらい認めたらどうですかという要望事項がアンケートにあったので、改めてお聞きしているんですけれども、実施に当たっての今後の課題、弘前市で病児保育をやった場合の費用負担の問題と、常盤地域の人は藤崎の病児保育を受けられないということも聞きますので、その辺の弾力的な対応を実施する必要があるのではないかと考えておりますけれども、どのようなお考えでしょうか。

○議長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

病児保育事業を実施するに当たっては、最低限、看護師一名のほか保育士一名の保育体制が必要となっております。

まず一つ、ご質問の常盤地区における病児保育事業についてでありますけれども、平成二十九年度に改築されましたときわこども園では病後児対応型の病児保育事業を実施するための部屋がございます。病児保育事業を実施できる施設であるものの、保育士としての人材が不足しているということから、現状では通常保育の運営体制となっております。

そこで、町といたしましては、保護者の子育てと就労の両方を支援する上で必要な事業であると考えておりますので、子供と家庭の実態や子育て支援に関するニーズの把握に努めながら充実を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、もう一つのご質問の弘前市などを町内の児童が利用した場合、利用料の償還払いを検討できないかということですが、国の幼児教育・保育無償化による施設等利用費給付による、施設を利用した方は一旦利用料を支払い、後日、町へ申請して払戻しを受ける償還払いの制度がございます。内容としては、ゼロ歳から二歳児までの市町村民税非課税世帯の子供が月額四万二千円まで、三歳から五歳児までの全ての子供が月額三万七千円まで利用できるというものであります。ご質問の弘前市などを町内の児童が利用した場合においても償還払いが可能となっているものがございます。以上です。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員。

○十一番（浅利直志君）

残余がちょっとあるんですけども、以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（奈良完治君）

十一番浅利直志議員の一般質問は終了しました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後〇時十八分